

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、三豊市山本町土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）清水池地区）を行うことについて令和3年9月30日適当と決定した。

その関係書類を三豊市農政部土地改良課において令和3年10月19日から同年11月8日まで縦覧に供する。

令和3年10月8日

香川県知事 浜 田 恵 造